

第 3 6 号議案

中野区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

土地の使用料及び公園の占用料の額並びに臨時的占用に係る利用料金の限度額を改定するとともに、公園における行為の制限及び指定管理者が行う業務について規定を整備する必要がある。

## 中野区立公園条例の一部を改正する条例

中野区立公園条例（昭和33年中野区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、同条ただし書中「まで」の次に「に掲げる行為」を加え、同条第1号中「又は」を「、又は」に改め、同条第2号中「、土石」を「又は土石」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第3号中「又は」を「、又は」に改め、同条第5号中「場所へ」を「場所に」に、「又はとめておく」を「、又は止めておく」に改め、同条第7号中「その他」を「、業としての撮影その他の」に改め、同条第9号中「、その他の」を「その他の」に、「すてる」を「捨てる」に改め、同条第11号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第10条第1項中「設置」を「設置し、」に改め、同条第2項ただし書中「第18条第2号に規定する臨時的占用」を「第18条第1号の2に規定する仮設工作物を設ける占用又は同条第2号に規定する物件を設けない占用」に、「徴収しない」を「、徴収しない」に改める。

第18条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物のうち当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物を設ける公園の占用（以下「仮設工作物を設ける占用」という。）に係る定型的な法第6条第1項又は第3項の許可（法第8条の規定により当該許可に条件を付することを含む。以下「仮設工作物を設ける占用の許可」という。）をすること及び仮設工作物を設ける占用の許可の申請を受けること。

第18条第2号中「の規定により写真撮影のための臨時的な占用、ロケーション（映画、テレビジョン及びビデオの撮影をする場合に限る。）のための臨時的な占用及び催しのための臨時的な占用（以下

「臨時的占有」と総称する」を「に規定する物件を設けない公園の占有（以下「物件を設けない占有」という）に改め、同条第3号から第5号までの規定中「臨時的占有」を「物件を設けない占有」に改める。

第19条の見出し中「物件を設けない占有」を「許可申請書の記載事項」に改め、同条第4項中「第14条第2項中」を「同項中」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第14条第1項中」を「同項中」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第7条第1項中」を「同項中」に、「第17条」を「、「第17条」に、「第19条第1項」を「第19条第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「公園」を「物件を設けないう公園」に、「臨時的占有」を「物件を設けない占有」に、「区長が」を「区長」に、「当該指定管理者が」を「当該指定管理者」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第5条の規定は、指定管理者が前条第1号の2に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第5条第1項第6号中「区長」とあるのは、「第17条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。

第24条第1項中「臨時的占有」を「仮設工作物を設ける占有及び物件を設けない占有」に改め、同条第4項中「第19条第1項の規定により読み替えられた第6条の規定により臨時的占有」を「指定管理者による仮設工作物を設ける占有の許可又は物件を設けない占有」に改める。

別表第1(1)の表中「1,375円」を「1,432円」に、「916円」を「429円」に改める。

別表第2（地下の占有物件の項及び高架の占有物件の項を除く。）中「占有物件」を「占有物件等」に改め、同表電柱の項中「1,856円」を「1,933円」に改め、同表標識の項中「1,100円」

を「1, 145円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管の項中「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表電線の項中「137円」を「143円」に、「165円」を「171円」に、「412円」を「429円」に、「825円」を「859円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔、マンホール類の項中「1, 375円」を「1, 432円」に改め、同表郵便差出箱又は信書便差出箱の項中「550円」を「572円」に改め、同表公衆電話所の項中「1, 375円」を「1, 432円」に改め、同表地下の占用物件の項中「1, 038円」を「1, 245円」に、「412円」を「429円」に改め、同表高架の占用物件の項中「687円」を「716円」に改め、同表天体気象又は土地の観測施設の項中「1, 184円」を「1, 420円」に改め、同表写真撮影の項中「10, 800円」を「11, 280円」に、「1, 912円」を「1, 997円」に改め、同表ロケーションのための臨時的な占用の項中「16, 875円」を「17, 625円」に改め、同表その他の占用の項金額の欄を次のように改める。

47円（当該その他の 占用が中野 区立中野四 季の森公園 における興 行等に係る ものである 場合は、6 0円）
--

別表第4を次のように改める。

別表第4（第24条、第25条関係）

仮設工作物を設ける占有及び物件を設けない占有に係る利用料金

占有物件等		単位	限度額
写真撮影	常時占有	1台につき 1 月	11,280円
	臨時的な占有	1回（1時間以 内とする。）に つき	1,997円
ロケーション のための臨時 的な占有	映画、テレビジ ョン及びビデオ の撮影	1回（1時間以 内とする。）に つき	17,625円
その他の占有		占有面積1平方 メートルにつき 1日	47円（当該そ の他の占有が中 野区立中野四季 の森公園におけ る興行等に係る ものである場合 は、60円）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日までに公園施設の設置の許可を受けている者のうち、当該公園施設の設置の期間が1年以内のものに係る土地の使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに公園の占有の許可を受けている者のうち、当

該公園の占用の期間が1年以内のものに係る占用料の額については、なお従前の例による。

- 4 施行日の前日までに改正前の別表第4に掲げる写真撮影のための臨時的な占用、ロケーションのための臨時的な占用及び催しのための臨時的な占用の許可を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 改正後の第18条の規定により中野区立公園条例第17条に規定する指定管理者が行う改正後の第18条第1号の2に規定する仮設工作物を設ける占用及び同条第2号に規定する物件を設けない占用に係る手続その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。